

開催日及び場所	令和5年9月12日(火)	横浜植物防疫所会議室	
委員	中曽根 瑠子(大学教授) 田中 康晃(弁護士) 嶋矢 剛(公認会計士)		
審議対象期間	令和5年4月1日～令和5年6月30日		
審議対象案件	110件 うち、1者応札案件28件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件		
抽出案件	9件 うち、1者応札案件 2件 (抽出率8.18%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出率0%)		
工事	一般競争	--	
	指名競争	--	
	公募型指名競争	--	
	工事希望型競争	--	
	その他の指名競争	--	
	随意契約	--	
	業務	一般競争	--
		指名競争	--
		公募型競争	--
		簡易公募型競争	--
		その他の指名競争	--
		簡易型プロポーザル	--
抽出案件内訳	簡易公募型プロポーザル	--	
	簡易公募型プロポーザル	--	
	簡易公募型プロポーザル	--	
	その他の随意契約	--	
物品・役務等	一般競争	7件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	指名競争	--	
	随意契約(企画競争・公断)	--	
(特記事項)	随意契約(その他)	2件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	特になし		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答等	
	<p>動物検疫支援システムに係る運用支援・保守業務(横浜本所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約金額が高額で応札者数が1者、システムの仕様上特別な競争参加資格が必要な点で他の案件より特徴がある。応札者数が1名だが、過去の入札も同じ状況だったのか。また、応札者が増えるように何か取り組みはあったか。 ・契約金額について、令和4年度より増えている理由について伺いたい。 ・応札の参加資格のハードが高いが、これらは全て必要なのか。令和2年度から同じ条件の場合、これを満たす(株)セックに固定化された応札になっているのか。 ・コスト面から他者は応札していないと考えているのか。 ・結果的に1者になるのは仕方ない。その過程を明確にするに助かる。コスト面から難しいという点だが、(株)セックが数年運用保守業務を行っているため、他業者としては、(株)セックよりも新規参入コストが計にかかってしまうことから、参入余地がなくなっているのではないのか。 ・企業努力的なところで一者応札という結果になってしまったのではないのか。1者応札の改善策として手を尽くされている点は評価できる。品質と保守性を大前提としつつ、競争を確保できるような条件を提示できるよう努力してほしい。 <p>動物検疫所川崎出張所における検疫業務補助(単価)(横浜本所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務の他に(株)アレスコ同様の条件を落札している。家畜防疫官補助と北京語通訳の2件。これらの案件について、横断的に説明をした方がよければ、お願いしたい。 ・審議番号2、5、7の通訳業務の有無を教えてください。 ・応札した3者のうちA社がよく入札に参加しているのか。 ・検疫業務に關心することができ、語学力のあるアジア圏の派遣職員を供給できる派遣業者は、(株)アレスコやA社以外にもあるのか。また、外国語能力を有する人材を派遣できる業者でない入札には積極的になれないのかを考慮される。 ・審議番号2、5、7について落札率が低いと感じるが、 ・川崎出張所は通訳が必要で特殊な業務といえないが、2者のみしか応札していない理由はあるのか。 ・女性の方は厳しいのではないのか。 ・そういった点で特殊性があるということか。 ・(株)アレスコは大阪の会社だが東京に支店はないのか。作業員は東京で供給しているのか。 ・フォローがしっかりできていることを理解した。 <p>島インフルエンザ(畜性アジュバント加)不活化ワクチン170万ドーズ購入(横浜本所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約金額が高額で応札者が1名のみということで抽出した。前項にも抽出したことあり内容は承知しているが、今回は170万ドーズと決めたプロセスを教えてください。 ・当該検討会の議事録を確認すれば必要量算定のプロセスが確認できるとのことか。 ・ワクチン購入に対応できるのは1者だけなのか。 ・B社は製造が困難ということか。 ・令和元年度から1者となっているのか。 ・随意契約でもよかったのではないのか。 ・他の業者が入札する可能性はあったということか。 ・明白でない限りは一般競争入札をすすと、結果的に1者となったということか。 ・2回入札しているようだが、 <p>成田地区衛生消耗品の調達(成田支所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この契約の資料に「一括入札かつ単価契約のため、契約金額が不明」とあるが、この意味を教えてください。 ・4官署間の契約であれば全体契約金額を割り算すれば各自算分の金額ができるのではないのか。 ・もし動検が主幹事として入札を行うのであれば、全体の予定価格などを監理するのが、 ・応札者は複数あったのか。前年度も秋葉商店か。 ・調達するものは特殊なものではないかと思うが、他に応札者がいないのは、何か応札が難しい理由など状況はわかるか。 ・来年以降も同様の案件を抽出して質問する可能性があるため、そのあたりをしっかりとヒアリングして準備してほしい。 <p>令和5年度羽田空港支所における家畜防疫官等補助業務(単価)(羽田空港支所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(株)アレスコとの契約ということで横断的に聞けることかと思いついて、前年度1者応札ということで、改善策を検討し複数業者の応札となっていたので、引き続き改善を重ねてほしい。 <p>動物検疫所関西空港支所関西空港検疫場保守管理業務(関西空港支所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の積算方法を教えてください。 ・合理的に算出した予定価格内で落札しているので良い。応札者は城陽アイランド(株)とC社の毎年2者だけか。過去にほかの応札者はいたか。 ・入札説明書を取得したのは3者であるが、もう1者は島外の業者だったので応札しなかったのか。 ・今までは電子入札をしていなかったのか。 <p>検疫業務等補助及び通訳業務(北京語)(単価)(関西空港支所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらも(株)アレスコとの契約ということで抽出したが、関連案件で審議し尽くされた。 <p>動物検疫所羽田空港支所における検疫検知犬を用いた検知サービス業務(令和5～9年度)(羽田4)(横浜本所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この契約の資料に「随意契約によるざるを得ない理由」の記載していない理由を教えてください。 ・不測不審随意契約も広い意味では随意契約によるざるを得ない理由になると思うが、記載していない決まりごとがあるのか。 ・次回の選定からは留意したい。 ・1者応札の改善を行った他業者にアンケートをとっているようだが、応札に参加しない理由として「業務コストに見合わない」とあるがこの理由はどうか。 <p>動物検疫所北海道・東北支所振分産で使用する電気(単価)(北海道・東北支所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応札者が0とあるが、その経緯を教えてください。 ・このような困難な入札案件はほかにもあるのか。 ・もう少し契約のプロセスを簡略化できないのか。前年度も応札者が現れない公算が高いということを見ると、事務の負担を減らすべきかと思いついて公算が高いのか。 ・入札手続きに手間は掛かるのか。 ・しばらくこの状態が続くと思われる。事務の効率化を検討いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度以前の入札状況として、過去3か年の入札状況は、令和4年度は1者応札だったが、それ以前の令和2年度及び令和3年度においては、複数業者の応札があった。令和4年度の改善策を検討するため、応札しなかった理由を以て前回のあった業者にアンケートをとったところ、入札条件に対する意見はなく過去の落札金額から入札しても落札できはしないと判断したとのことであり、発注者側で改善できる内容はなかった。 ・増額理由は、過去3か年に無い要件を追加しているためである。追加した要件は、農林水産省ではデジタル庁が推進しているネットワークへの取付作業を行うため、今年度はその作業のための令和5年12月に予定しているネットワーク切り替えの接続試験及び設定変更である。このため、契約金額が増額している。 ・条件に関しては、必要なものを仕様書に記載しており、応札を検討している者は条件を確認している。仕様書に記載しているが、落札して運用保守業務を行なうという事象を踏まえ、動物検疫所に来所して事前に資料閲覧を必須条件にしており、システムの設計書や運用実績を見た上で業者が判断している。提示条件は大体のシステム関係の業者が持っている資格であり、資料閲覧には毎年複数業者でありその際に提示した条件を満たせるかヒアリングもしているが、これまでここが難しいといった意見はない。当然としては参加資格の条件が応札の障壁にはならないと認識している。 ・然り。 ・補足として、業務開始時期が次年度ということ、事業者としては次年度の仕事を控えている中で入札できるか判断をしている。そのため、早めに業者に情報提供し資料閲覧を促している。 ・トラブル発生時に経験がある従来業者と比べて、新規業者の方が余計に対応コストを見積ることになるので、その点に関しては従来業者が有利となる。 <ul style="list-style-type: none"> ・家畜防疫官補助については、国際郵便局での外国からの郵便物検査の補助を業務内容とするため通訳は必要ない。また、国際郵便局のほか空港ターミナルでの補助業務を一括して契約している場合は契約金額が高額となっている。北京語通訳については、空港での検疫業務の補助の通訳となっている。予算が限られているため、通訳を配置する代わりにボクシングなどを活用して対応している場合もある。北京語通訳が他の言語に比べて契約が多いのは、中国からの旅客の検疫業務で不適合になる割合が多いためである。 ・通訳を業務内容としているのは7、必要ないのは2及び5である。5については通訳が主目的ではなく、外国語が堪能な派遣職員がいれば、通訳のお手伝いをお願いしている。 ・A社は前回の入札にも参加している。 ・検疫業務補助は外国語能力について要件としていない。なお、中部空港支所の通訳及び検疫業務補助はNOVAホールディングス(株)が落札している。また、羽田空港支所東山出張所の検疫業務補助はジェーシーケー(株)が落札している。 ・予定価格については、一般社団法人経済調査会が発行している「積算資料」の人材派遣料金と複数業者からの参考見積を参考に算出している。 ・勤務地の川崎車庫便所までは移動が不便でバスが自宅まで行くしかない。川崎駅から約40分かかるので、それが一因だと考えられる。また、業務内容として重い郵便物を運んでもらうことがあり、力作業を求めていることも業者が限られる要因と考えている。 ・2人で荷物を運んでおり、作業としては大変である。 ・然り。 ・東京に支店があるのかは確認していないが、契約後に担当者が現場に来て業務内容や環境を確認している。また、メールや電話で担当者と連絡をとっているが、業者から作業員にしっかりと伝わっている。作業員の変更があれば、前日まで担当から連絡があるので、業務上の支障はない。 <ul style="list-style-type: none"> ・本宅でワクチン備蓄の検討会が開催される中で必要量を決定している。島インフルエンザは、感染の早期発見と迅速な検疫対応を防疫対策の基本としている。そうした観点から殺菌効果の処理能力やワクチンの効果を勘案してワクチンの必要量を算定している。 ・然り。 ・製造販売業者として、動物医薬品の許認可を得ており、かつ、ワクチンを製造できるのは3者と承知している。そのうち製造から納品までできる業者が1者だけだった。 ・然り。 ・現在までのところ同じ業者しか応札していない。 ・国の契約は競争が原則。さきえあ製薬(株)のみ製造を許されていないのであれば、随意契約になる。しかし、他の業者も参加は可能なので排除しないように一般競争入札を行っている。 ・然り。業者の理由としては、製造ラインの確保もしくは拡充が難しいということ、不参加だった。それが可能になれば参加できるため競争入札を行っている。 ・然り。 ・1回目は予定価格の範囲外だったため、2回目の入札で落札した。 <ul style="list-style-type: none"> ・この契約は成田空港の合同庁舎に係る4官署間の分担金の契約となる。共有部のトイレで使用する衛生消耗品を管理官庁である成田税関が物品の調達から管理までの事務を行っており、支払金額を入居の4官署の人員比で分担している。 ・各官署の使用する文房具類の予定数量を取りまとめて一括契約しているのであれば、全体契約額から各自算分の予定数量で割り戻し出すことは可能だが、トイレペーパーなどの衛生用品は各自算分の予定数量というは難しい。 ・然り。 ・成田税関から応札者は秋葉商店のみと聞いている。前年度も秋葉商店と契約している。 ・成田税関で手続きを行っており、詳細なことは把握していない。 <ul style="list-style-type: none"> ・過去にほかの応札はない。開空の検疫施設が関西空港島内にあり、保守管理業務を行うに当たっては毎回の検疫業務を要する必要がある。今回応札した業者は関西空港島内で勤務以外の業務を行っており、島内に事務所を設けている。どうしても開空島内に事務所を設けている業者が有利になっていく。 ・電子入札を導入して紙入札に比べて情報が入りやすくなった。当該業者は入札説明書を閲覧し興味を確かめて今回応札したかと思われ。 ・令和4年度から試験的に運用を始めて、令和5年度から本格的に導入した。 <ul style="list-style-type: none"> ・年度内に2回入札、年度明けにも1回入札を行ったが、3回とも応札者がいなかった。そのため、最終供給保障約款に基づき北海道電力(株)と随意契約したところ。 ・何度も入札を行って応札者がいないというケースは稀である。電気の供給は必要なので契約しないわけにはいかない。最終供給保障約款は割高であるため、それよりも低い金額で供給できる業者が見つければ有利な随意契約を行いたいところ。しかし、電気については努力しても見つからない。 ・少しでも安い額で契約したいので努力は続けていく。最終供給保障約款以外で契約している横浜本所や支所の情報や電気を供給してくれそうな業者の情報を支所へ共有もしている。 ・入札公告などの手間はかかる。手間を省くよりも電気代を少しでも安くすることに注力したい。 	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし		
	[これらに対し所長が講じた措置]		